

原油等価格高騰に対する支援

第5弾

これまでの支援金を申請されている方も対象です！

事業者等に対する 原油等価格高騰対策支援金

－申請期間－

令和8年10月5日(月)～

令和9年2月15日(月) **必着**

※予算上限に達するなど、事前の予告なく受付を終了する場合があります。

※郵送で申請する場合は、締切日必着になります。

支援内容

原油や光熱費などの価格高騰により、影響を受けている市内中小企業、個人事業主等に対し、支援金を給付します。※主な要件は申請要領をご覧ください

令和8年1月～令和8年12月までのうち、任意の1か月分の対象経費（電気代、ガス代、燃料代）の合計額を基準として支援金を給付！



1ヶ月分の経費

合計額に応じて最大…

10 万円

申請要領・様式等のダウンロード

申請書などの様式は下記の市公式HPからダウンロードできるほか、商工課窓口でも配布しています。

吉川市 原油等価格高騰対策支援金



でご検索ください。



【問い合わせ先・申請窓口】

吉川市役所 産業振興部 商工課 商工観光係
〒342-8501 埼玉県吉川市きよみ野1-1

TEL : 048-982-9697 (直通) FAX : 048-981-5392 (代表)

E-mail : syoukou2@city.yoshikawa.saitama.jp



©yoshikawa

本支援金のよくあるQ&A

Q1 本支援金の対象者は？

令和8年9月1日より前に事業を開始した、市内に住所又は事業所を持つ中小企業（個人事業主等を含む）であって、今後も事業継続の意思がある事業者等が対象となります。なお、一般社団法人や協同組合、NPO法人なども対象となります。また第1弾から第4弾の支援金を受けた方も対象となります。

Q2 対象外となる事業者は？

市で既に実施した同様の目的である支援金（吉川市公共交通事業継続支援金、吉川市福祉施設等事業継続支援金など）の給付対象者となっている交通事業者、福祉施設、幼児教育・保育施設、農業者（農業法人を含む）などが対象外となります。

Q3 支援金の金額は？

経費の合計額（税込）に応じ、以下のとおり支援金を給付します。

	対象経費	経費の合計額（税込）	支援金額
①	令和8年1月～令和8年12月までの任意の1か月間に掛かった以下の経費 ・電気代 ・ガス代（都市ガス、プロパン等） ・燃料費（ガソリン、軽油等）	3万円以上20万円未満	2.5万円
②		20万円以上50万円未満	5万円
③		50万円以上	10万円

Q4 申請に必要な書類は？

以下の書類をご用意ください。

提出書類		備考
申請書兼請求書（様式第1号）	○	申請者の押印必須
経費を確認できる書類 （勘定元帳、レシート等の写し）	△※1	税理士からの確認印があれば省略可
市内に住所又は事業所を有することが分かる書類	○	営業許可書、確定申告書、登記簿 など（写しで可）
市税等を完納していることを証する書類 （納税証明書等）	△※2	市内に登記がある法人、市内在住者は添付不要
振込先口座が確認できる書類	○	通帳の1、2ページ目の写し（ふりがな等を確認します）

※1 申請書兼請求書中段の税理士等確認欄に、税理士等からの確認印があれば省略可

※2 市外在住者はお住まいの自治体にて納税証明書を取得し、添付

Q5 税理士等の確認印とは？

事前に税理士等に対象経費合計額を確認してもらい、申請書兼請求書中段に確認した税理士等による署名又は記名押印がされている場合は、事実と相違ないと判断し、経費を確認できる書類を省略できます。

このほか詳しい内容については「申請要領」をご覧ください